

令和 7 年大和市農業委員会第 5 回総会議事録

令和 7 年 5 月 22 日（木）午前 10 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

6 番 渡 邊 みどり委員

7 番 富 澤 克 司 委員

8 番 田 邊 義 之 委員

10 番 荻 窪 登 委員

11 番 池 田 俊一郎委員

12 番 木 村 賢 一 委員

14 番 保 田 雄 一 委員

15 番 長谷川 慶太郎委員

16 番 関 水 好 美 委員

2. 本日の欠席委員

13 番 古谷田 和 子 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主事 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

日程第 4 報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

日程第 5 報告第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による一時転用の届出について

日程第 6 報告第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

日程第 7 報告第 1 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第 8 報告第 1 8 号 非農地証明について

日程第 9 議案第 1 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 1 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による一時移転の届出について

報告第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 1 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第 1 8 号 非農地証明について

議案第 1 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

午前１０時 開会

○議長 ただいまの出席委員は１３人でございます。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和７年５月大和市農業委員会第５回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、１２番、木村賢一委員、１６番、関水好美委員を指名いたします。

○議長 日程第２、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料の１ページをごらんください。

４月２９日、第３６回やまとふれあいの里レンゲまつりが開催され、眞壁会長、遠藤職務代理、大沼委員、渡邊委員、木村委員が出席されました。

５月８日、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、眞壁会長と遠藤職務代理が出席されました。

５月１０日、１１日、第４８回大和市民まつりが開催され、遠藤職務代理が実行委員として参加されました。

５月１７日、さつまいも栽培体験教室が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

５月２０日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会通常総会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

５月２１日、大和市朝霧市推進委員会総会が開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 ５月１０日、１１日、第４８回大和市民まつりが開催され、実行委員として参加をいたしました。１日目については、前日からの雨があり人出がかなり

少なく、また、農業部門の会場である引地台公園の多目的広場や令和広場のほうもぬかるみが多くて来場者が少ないような状況でしたが、翌１１日については、天候も良く前日の分を取り返すような大変大勢の方が来場されました。

続きまして、５月１７日、さつまいも栽培体験教室に参加をいたしました。当日は、眞壁会長にも参加をしていただき、さつまいもの苗の植えつけ作業を行いました。天候が大変悪く、雨が降りしきる中でしたが小学生の親子約１００名の参加者が、泥だらけになりながらさつまいもの苗を植えつけるという、非常にコンディションとしては悪い状況でしたが、思い出に残るような体験教室ができたのではないかと考えています。この教室については、本年度あと２回開催する予定です。

続きまして、５月２０日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会の通常総会に参加してまいりました。議事内容としては、前年度の事業報告や会計報告等が承認され、今年度の事業計画等についても承認されました。また、本年度、東京都練馬区で開催される「全国都市農業フェスティバル２０２５」というイベントに大和市が参加することになり、協議会としても地場農産物の消費拡大という観点から市と連携し、イベントに協力していくことになりました。なお、各種農業団体等の参加については、今後、農業応援課を通じて要請、依頼されることになると思います。

私からは以上になります。

○議長　　ほか、ご意見等ございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　では、私から、昨日、大和市朝霧市推進委員会の総会が開催され、出席してまいりました。遠藤職務代理からお話がありました「全国都市農業フェスティバル２０２５」のことが、この委員会でも話題としてでておりました。それから、各々の委員会等では、毎年、個別に視察研修を実施しておりますが、今年度は大和市朝霧市推進委員会と地場農産物消費拡大推進協議会とで合同で視察研修を行う予定であるとのことでございます。合同で実施すれば、多分、参加人数も多くなり、回数も１回で済みますから合理的にできるかなと思いました。

私からは以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第13号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第13号についてご説明いたします。議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による一時転用の届出について、日程第6、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第14号については議案書2ページの2件が、報告第15号については議案書3ページの1件が、報告第16号については議案書4ページの5件がございました。案内図は総会資料の3から6ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第14号の2番と報告第15号の1番を合わせて見ますと、この南側の現在農地と思われる場所に通作のルートがしっかり確保されているのかというところが疑問なのですが、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 総会資料の4ページをごらんください。一時転用する筆の右側の筆も同じ所有者ですので、右側の筆と一体として通作は可能となっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 報告第15号の1番ですが、期間が令和7年6月1日から令和8年4月1日の10カ月で、その後、一時転用のところが戻ってきたら、また同じように原状復帰して使うのでしょうかというのが1つと、一時転用している間、資料の4ページの網かけ部分の東側と南側のところの農地に影響がないように、どのように防除対策をしているのか。例えば、対象土地を砂利敷にするのかというあたりをお伺いしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 一時転用ですので、この転用期間中に原状復帰まで行ってもらうことになっております。また、防除対策としては、資材置場として利用する周りにスペースを設けていただくことになっていきます。概ね2mの空地进行を畑との間に設けることで防除を行う予定です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 一時転用の期間中、対象の土地は砂利敷か何かにするのでしょうか。

○事務局 板を敷いて対応すると伺っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 どのようなものを置く予定なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 具体的にどのようなものを置くか把握はしておりませんが、保育園等の施設を建築するにあたっての資材置場と伺っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 木村委員。

○木村委員　　同じ報告第１４号の２番と報告第１５号の１番ですが、両方とも市街化区域で同じ持ち主、１４号の２番の施設建設に伴って、１５号の１番を一時資材置場として使うということで、一時資材置場にする期間は１０カ月となっていますが、その後、もとの戻して農地として利用していくということを持ち主から話を聞いているということによろしいですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そのとおりです。

○議長　　そのほかございますか。富澤委員。

○富澤委員　　私の地元なのですが、報告第１５号の１番の東側の土地も同じ持ち主になるかと思います。ですので、隣も同じ持ち主のところなので、通作については問題はないと思います。

　　以上です。

○議長　　ほか、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

　　本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第７、報告第１７号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

　　事務局、説明をお願いします。

○事務局　　まず、本件について補足説明いたします。

　　農地の相続については、生涯農業を継続する意欲のある相続人に対し、相続税の納税を猶予することで農地を守っていこうという趣旨の制度があります。この納税猶予制度の適用を受けようとする者は、相続税の申告期限までに被相続人の住所地の税務署に申告することになっています。申告にあたって、農業委員会の発行する相続税の納税猶予に関する適格者証明書を添付しなければならないので、農業委員会では、証明書交付の希望があれば、申請人が適格者かどうかを判断し、納税猶予適格者証明書を交付しています。

　　それでは、報告第１７号についてご説明いたします。議案書５ページをご覧ください。総会資料は７ページです。

相続人は、被相続人の存命中から被相続人と共に農業経営をしてきており、相続後も農業経営を継続していく意向です。現地はトマト、キュウリ等の夏野菜全般、大根、ニンジン、ジャガイモ、ブロッコリーなど20種類ぐらいの露地野菜を栽培しているとのこと。ついては、4月11日に渡邊委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いします。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 4月11日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地確認をしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関して意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 相続人は非常に熱心に農業をやっている方で、納税猶予の証明書を発行することは問題ないと思いますが、議案書の耕作面積が1万2,860㎡になっていることに対して、今回の納税猶予の面積が5,863㎡と約半分弱になっています。耕作面積は久田地区の大半が市街化調整区域かと思うのですが、今回の納税猶予の面積は、もっとあってもおかしくないのではないかと考えていますが、何か理由があるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の納税猶予の面積は、相続人が被相続人から相続した全ての農地が対象となっています。既に相続人が所有している農地がありますので、それらを含めると耕作面積は1万2,860㎡になります。

○議長 木村委員。

○木村委員 今回は被相続人から相続した分の納税猶予の面積ということですが、では、

既に所有している農地については納税猶予を受けているのかどうか、もし差し支えなければ教えていただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 既に所有している農地について納税猶予を受けているかどうかは、手元の資料で確認できませんので回答できません。

○議長 ほか、ございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 89番1の面積1,378㎡のところは、通作が可能なのでしょうか。
また、696番2の面積19㎡のところは、周囲の農地と一体として利用を考えているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 89番1の面積1,378㎡についてですが、左側のビニールハウスのあるところから農道がつながっておりまして通作は可能です。

696番の面積19㎡についてですが、こちらに隣接している土地は今回の納税猶予の対象ではありませんが、相続人が既に所有している土地となっておりまして、その農地と一体として耕作をされております。

○議長 ほか、いかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長 終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、報告第18号、非農地証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 報告第18号についてご説明いたします。議案書6ページ、総会資料は8・9ページをごらんください。

非農地証明した土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は、総会資料8ページの斜線で示した土地になります。面積は1,327㎡となります。登記地目は畑、課税は宅地及び雑種地となっております。現地は、平成5年に申請人が相続したときには資材置場として利用されており、資材置場のまま現在に至りました。平成19年撮影の航空写真により車両や資材置場として利用されていたことが確認でき、畑として活用できない土地で農地性が

ないと判断できます。

現地確認につきましては、令和7年4月11日に、事務局、木村委員、大沼委員、渡邊委員及び申請代理人立ち会いのもと、状況を調査いたしました。農地の区分については、鉄道の駅から500m以内の区域であることから第2種農地と判断いたしました。申請地の現況は、位置、面積、形状等から見て、農地の用に供することができないものであり、農地に復元することが困難で、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上、違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。
大沼委員、お願いします。

○大沼委員 4月11日に、私と木村委員、渡邊委員、事務局とで申請代理人とお会いし、現地を確認しました。事務局から説明があったとおりであり、今回の非農地証明についてはやむを得ないと考えます。

以上でございます。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

非農地証明については3名の委員の立ち会いが必要ということになっております。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見等ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結します。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第9、議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」によりまして、

「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

受付番号１について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号１についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書７ページ、資料は１０から１１ページになります。

大和市長から、令和７年５月７日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は５１１㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和７年８月１日から令和１０年７月３１日までの３年間、使用貸借権を設定して露地野菜の栽培を行う計画です。借人はコンバインなど農機具を所有し、現在
７，１５１㎡を経営しています。農業経営者１名、農業専従者１名、農業補助者３名で農業経営を行っております。令和７年５月９日に、荻窪委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも、借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 受付番号２から６について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号２番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書７ページ、資料は１２・１３ページになります。

大和市長から、令和７年５月７日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は２，０３６㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和７年８月１日から令和１０年７月３１日までの３年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在
５，６９８㎡を経営しています。農業経営者１名で農業経営を行っております。令和７年５月１３日に、渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号3番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書は7ページ、資料は14・15ページになります。

大和市長から、令和7年5月7日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,123㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を親族より借りており、現在6,880.15㎡を経営しています。農業経営者1名、補助者1名の計2名で農業経営を行っております。令和7年5月9日に、保田委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号4番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書7ページ、資料は16・17ページになります。

大和市長から、令和7年5月7日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,573㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在9,378.6㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。令和7年5月8日に、渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号5番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書8ページ、資料は18から20ページになります。

大和市長から、令和7年5月7日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は2,851.9㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在9,378.6㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。令和7年5月8日に、渡邊委員と事務局で現

地に赴き、借人及び貸人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号6番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書8ページ、資料は22・23ページになります。

大和市長から、令和7年5月7日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,315㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在9,378.6㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。令和7年5月8日に、渡邊委員と事務局で現地へ赴き、借人及び貸人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1について、荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 受付番号1については、5月9日に事務局と現地へ赴き、借人及び貸人とお会いし確認いたしました。現地は管理されておりました。貸付けることに問題はないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号2、4、5、6について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号2について、5月14日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし、確認をしました。受付番号4について、5月8日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし、確認をいたしました。受付番号5、6について、5月8日に事務局と現地へ赴き、借人及び貸人とお会いし、確認いたしました。それぞれ現地は管理されておりました。貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 続きまして、受付番号3について、保田委員、お願いします。

○保田委員 受付番号3について、5月9日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、貸付けることに問題はないと思います。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1と2及び4から6について、質疑、意見はございますか。

受付番号3は、議事参与の関係で、質疑、採決ともに後ほど行います。

長谷川委員。

○長谷川委員 個別の件ということではないのですが、権利を設定する方の年齢がご高齢の場合がよくあるのですが、その設定する権利の期間が例えば3年とか5年というものがあり、例えば1年目のときに設定する方に何かあった場合、相続人にその契約がそのまま引き継がれるのか、それとも、相続あった時点で1回ストップして、もう1回仕切り直しという形になるのか、確認をしたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの契約は、貸付ける方に何かあった場合は、契約はこの期間継続されます。もしやめたいという場合は、お互いが合意すれば、合意解約という方法があります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 合意解約というのは、契約書の中にきちんと明記されて、お互い納得の上で契約になっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の契約書の中に合意解約についての記載があったかどうかは、今、確認することはできませんが、実際の運用として、お互いが合意すれば解約することはできるということです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 あくまでも解約については、お互いの合意ということですね。

○事務局　　そのとおりです。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　受付番号５に関してですが、資料の２０ページの３番の写真と４番の写真などを見ますと、進入路から農地に入るのに段差、ブロック塀があると思うのですが、ここから進入して農地に入るのでしょうか。それとも、また別の進入経路があるのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　資料の１８ページ、２６６２番６の土地の北側に細い幅のスペースがありますが、これが西側から進入路になっています。もう１つ、借人は今回、この東側の農地も合わせて借りていますので、東側の借りている農地から進入することも可能となっています。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　受付番号５番と４番は別々の貸人と契約をしていますので、例えば東側の４番の契約が先に切れてしまう場合もあると思います。受付番号５番の農地への進入方法は、４番も含めて考えるのではなく、５番だけで完結しなくてはいけないと思うのです。例えば２６６２番６の北側の進入路ですが、３番の写真では手前に土留めブロックがあり、これを乗り越えて農地に進入することになると思うのですが、このブロックの所有者がどなたか、確認はとれているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　進入路にあるブロックについては、貸人の持ち物で、今回の貸し借りには含まれていませんけれども、そこは通ってよいということになっています。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　では、もし東側から入れなくて、２６６２番６の北側から進入することになると、ブロック部分に、例えば土のうを積むとか、スロープを設置するとか、そういったことに関しても貸人は承知されているという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局　　土のうを積むなどという話を具体的にはいませんが、土地とブロックの持ち主が同じですので、話をすれば許可は得られると思います。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほか。木村委員。

○木村委員 受付番号5番は私の地元で、事務局からも今、話がありましたけれども、2662番6の北側には、4mの砂利を敷いた道があるんです。ここは受付番号5番の貸人が所有している土地で、貸人、自らが4mの道を設置しまして、今回の斜線部分も当然ご貸人本人が持ち主ということですので、問題なく利用はできるはずです。

○議長 ほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 受付番号5番については、実は去年の夏ぐらいから、貸したほうが良いのではないかという、貸人も含めてそういう話をしていたのです。去年の夏、8月か9月ぐらいは、貸人の了解のもとメロン栽培をやりたいという方に貸す方向であったと思うのですが、今回は、そうではなくて、露地野菜をやっている方が借人になっています。メロン栽培をやりたいといっていた方については、例えばメロン栽培の農地として農業委員会または農業応援課が適さないということで貸せなくなってしまったのか、理由は何か、差し支えなければお聞かせいただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 昨年、メロン栽培をされているという事業者が土地を探していて、受付番号5番の土地を、所有者の合意を得て貸して、そこでメロンの事業を始めるという計画がございました。ただ、その後、農業委員会や農業応援課がという話ではなく、事業者のほうで、一旦、この土地でやることについては白紙という形になり、この話は一旦なくなってしまった経緯があります。但し、この土地の所有者は、引き続き、どなたかに貸したい意向がありましたので、今回、改めて近隣で農地を借りているこちらの借人との契約を進めたといった状況です。

○議長 木村委員。

○木村委員 受付番号6番については、ここは以前、別の方が借りていて、その方が高齢で自分ではできなくなってしまって、今回、借人が変わったということで、これはこれで結構なのですが、実は受付番号6の下の方の長方形の部分があります

が、ここも、現在、ずっと耕作していた方が高齢で１、２年後にはできなくなってしまうかもしれない状況です。この長方形の部分を耕作している方から貸し借りの何らかの話はなかったかどうか。もしわかれば教えていただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号６の下の部分については、特に話は聞いていません。

○議長 木村委員。

○木村委員 受付番号６の下の方長方形部分を耕作している方は、自宅から畑までの距離もあるので、恐らく今後、貸し借りの話がでてくるのではないかと思います。

一応そういう状況の土地もありますので、ここで情報提供をしておいたほうが良いと思い、話をさせていただきました。

○議長 事務局。

○事務局 補足になりますが、今、木村委員から話のあった受付番号６の下の部分の貸し借りについては把握しておりませんが、受付番号６番の３筆の内、
２６４７番１（１）と２６４７番３につきましては、別の借人が令和７年４月から借りるということで契約をしておりました。その後、状況が変わり、継続することができないということになり、そちらについては解約ということになりました。そこで改めて、他の筆も含めて、今回の借人に一括して貸し借りを行うという契約となったと把握しています。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。私の地元では貸し借りを必要としている場所が増えつつあり、良い借人がいてくれればと思っておりますので、委員の皆さんには今後ともお力添えをいただければと思っております。

また、受付番号４番、資料の１６ページの２６５７番と２６５８番の斜線部分以外の白い部分についても、今年は露地野菜をやるということですが、来年以降は、所有者が高齢ですから、先ほどの件と同様に貸し借りが必要になるかもしれませんので、委員の皆さん、お力添えを本当によろしくお願いしたいと思います。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号４番、５番、６番の借人についてお聞きしたいと思います。今回

野菜を耕作する予定ですが、今まで多分、有機栽培で野菜を耕作していたと思うのですが、今回も有機野菜なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 野菜を栽培すると伺っていますが、特に有機に限定してとは聞いていません。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 今年に入ってから、今回借りている上和田の地域に集中的に農地を確保していて、約4,000㎡程度、上和田の地域を増やしていると思います。横浜市でも農地を借りているという話で、また、横浜市の認定農業者になっているという説明を聞いた記憶があります。

規模を急速に拡大しているのですけれども、今後も、同じこの上和田の地域で農地の確保をしていく考えはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 上和田の地域でという話は聞いていませんが、横浜市の方も増やしている聞いていて、現在、横浜市と大和市で合わせて全部で2ha程度を借りているということで、今後、3ha程度まで増やしていきたいということを聞いています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 現在、横浜市と大和市で2ha、今後、3haまで増やしたいという意向のようですが、先ほど農機具の関係で、トラクター等を所有しているということですが、こちらは所有なのか、またはレンタルなのか、わかれば教えてくださいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 所有台数としてトラクターと耕運機等の記載がありますので、所有していると認識しています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 今回の議案には直接関係ないかもしれませんが、仮に、借人が農機具などを整備するのに、資金を調達という話になったときに、農業の制度資金の関係で地域計画に定めていないと有利な条件で借りられないという話があったかと思うのですが、今回のこの借人は、横浜市と大和市で土地を借りていて、横浜市では認定農業者になっている現状で、この方がもしお金を借りたい場合、有

利な条件で借りられるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 融資制度等については、詳細を把握していませんので、お答えすることができません。

○田邊委員 ありがとうございました。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 借人についてですが、現状、有機栽培は問題視されるような場合が見受けられることもあるかと思いますので、普通栽培なのか、有機栽培なのかは、受付時にきちんと把握していただきたいと思います。

また、農業のあり方がだんだん多様化していますので、貸す側と借りる側で畑の管理について若干相違があったり、使い方にずれがあったりするケースが見受けられます。そのため、地域の方に、そういった情報を開示できれば良いと思いますので、要望として意見させていただきます。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

続きまして、受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

続きまして、受付番号6について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 再開します。

それでは、受付番号3について質疑、意見はございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 2点ほど伺いたいと思います。まず1点目ですが、近隣に野球場があるかと思いますが、私の知人から伺ったところによると、この球場の利用に対して近隣の畑を所有している農家から苦情があるということで、主にはボールの敷地内への侵入ということです。このトラブルについて、この農地は該当するのでしょうか。

次に2点目、借人については、今回の農地のほか、近隣の綾瀬市でも農地を借りているという話もご本人から伺ったことがあります、また、作った野菜を洗う施設がないため、栽培しているものに制限が非常にあるということを借人本人から聞いています。そういった状況下で、栽培面積を拡大していることに対して、農業応援課並びに農業委員会として、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局　　ボールが農地に侵入するということは、借人からも特に話は聞いていませんので、該当するかどうかは把握していません。

借りている農地を拡大するのに当たって、洗い場等の設備の有無を農業委員会として特に今まで把握はしていません。

○議長　　遠藤委員。

○遠藤委員　　やみくもではないと思うのですが、借りたいという方の要望に、農地を提供すること自体は決して悪いことではないですし、本人に農業の意欲がある以上、やはり背中を押すようなことも必要かと思います。但し、借人が1人でやられているという、補助者が1名いると記載はありますが、ほぼ1人でやられているというところで、本当に健康上の部分、やみくもにどんどん貸します、借りますの繰り返しを果たしていいことなのかは、十分本人への聞き取りと農業応援課との連携を取っていただいて、オーバーフローにならないよう限度を設けていただければと思います。借人本人の言葉を通じて感じたところでもあったので、意見させていただきました。今後とも背中を押してあげられるよう、支援をよろしくお願いしたいと思います。

また、ボールのことについては、借人本人がもし知っていないようであれば、つくったものに被害が出るほどのものなのか、そこら辺はわかりませんが、そこら辺、ご本人にきちんと伝えた中で、上手に公共物と共有ができるようにご配慮いただきたいと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　野球場のボールが近隣の農地に入ってしまう件は、以前、話を聞いたことがあります。ただ、今回の対象の農地について、影響があるかどうかは把握していません。

また、今回の借人については、以前から1人でやられているので、あまり拡大するのはどうかという話があったかと思うので、農業応援課にも状況を確認しました。農業応援課としましては、本人に意向があり、これまで借りているところについてきちんと管理できている。その上で、さらに広げたいという話ですので、特に本人が希望するものであれば、拡大を認めていくというような考えであると確認しております。

○議長　それでは、ほかよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長　質疑を終結いたします。

受付番号３について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長　再開します。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和７年５月大和市農業委員会第５回総会を閉会いたします。

午前１１時１８分　閉会